



里親を募集しています

児童福祉に熱意があり、里親等に心がある人を対象に説明会を開催します。お気軽にお越しください。

- ※特別な資格は必要ありません。
■とき 9月18日(金)
午前10時～正午

市役所4階 401会議室

申込方法 左記に電話で申込み

申込期限(事前申込必要) 9月17日(木) 午後4時

大分県中央児童相談所里親担当
☎097・544・2016
☎28292 (市役所1階)

介護職員初任者研修 受講者募集

■とき 10月1日(木)から3か月間

特別養護老人ホーム日田園(石井町二丁目)

対象 資格取得を希望する人
■受講料 6万6049円
※テキスト代を含む。

募集数 15人
※申込書は日田園に備え付けています。
※詳細は日田園にお問い合わせください。

日田園介護職員初任者研修事業係
☎235355
長寿福祉課介護保険係
☎28264 (市役所1階)

試験・講座

ハロートレーニング 11月受講生

大分職業能力開発促進センター(ポリテクセンター大分)では、再就職に必要な知識と技能を習得するため、職業訓練を実施しています。

- 募集コース
・機械・CADオペレーション科
・ものづくりアシスタント科
・溶接施工技術科
・建築CAD・リフォーム技術科
・設備技術科
■募集期限 9月30日(木)
■訓練期間 11月5日(木)～令和3年4月27日(火)
■訓練・説明会場所 ポリテクセンター大分(大分市)

在宅重度障がい者 住宅改造資金の助成

住宅改造が必要な障がい者がいる住宅を、住みやすく整備するための費用の一部を助成します。

■対象 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者で、生計中心者(対象となる障がい者の生計を實質的に支える人)の前年の所得金額200万円未満の世帯

■助成額 対象費用の3分の2以内(限度額 40万円)
■申込期限 9月25日(金)
※工事着手前に諸手続きが必要です。事前にお問い合わせください。

社会福祉課障害福祉係
☎28290 (市役所1階)

在宅高齢者住宅改造資金の助成

住宅改造が必要な身体状況の在宅高齢者がいる住宅を、住みやすく整備するための費用の一部を助成します。

■対象 次のいずれかに該当し、生計中心者の前年の所得金額が200万円未満の世帯
①要介護認定で、要支援・要介護と認定された65歳以上の高齢者がいる世帯
②住宅改造が必要な75歳以上の高齢者がいる世帯

説明会日 9月15日(火)
※詳細はポリテクセンター大分へお問い合わせください。

ポリテクセンター大分
☎097・529・8615
商工労政課雇用・労働環境係
☎28239 (市役所3階)

弓道教室(初心者) 受講生

初心者向けの弓道教室を開催します。弓道を始めたいと思う皆さんのご参加をお待ちしています。

■とき 10月2日(金)から12月15日(火)までの毎週火・金曜日 午後7時～9時
■ところ 日田市弓道場(大原グラウンド横)
■受講料 5000円(教材費・保険料含む)

住宅改造が必要な65歳以上の高齢者のみの世帯 助成対象工事

玄関(他の室外への出入口)、浴室、便所、廊下、台所、階段などへの手すり設置、段差解消、床や通路面の材料変更等

■助成額 対象費用の3分の2以内(限度額 40万円)

※要介護認定を受けている人は、介護保険の住宅改修を含みます。
■申込期限 9月25日(金)
※工事着手前に諸手続きが必要です。事前にお問い合わせください。

長寿福祉課介護保険係
☎28264 (市役所1階)

後発医薬品(ジェネリック医薬品)を「ご存じですか」

先発医薬品(新薬)は開発に長い年月と莫大な費用がかかります。そのため一定の期間、特許で守られており、値段が高くなっています。一方、ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同一の有効成分、同等の効能・効果を持つ医薬品ですが、その特許が切れた後に発売されるため低価格で購入することができます。まずは、受診の際に医師や薬剤師にご相談ください。

健康保険課国保・年金係
☎28271 (市役所1階)
大分県後期高齢者医療広域連合
☎097・534・1771

申込方法 はがきに住所、氏名、性別、電話番号、生年月日を記入の上、左記に郵送又は電話で申込み

■申込先 〒877・0038
日田市下井手町69・3
日田市弓道連盟事務局(安達)
☎090・2519・9557
※新型コロナウイルスの影響によって、延期又は中止する場合があります。

スポーツ振興課スポーツ振興係
☎28442 (市役所別館3階)

危険物取扱者試験

■試験種類 甲種・乙種(全類)・丙種
■とき 11月15日(日)
■ところ 日田林工高等学校
■願書記布先 日田消防署

出張えんむす部

県が提供する1対1のお見合いの会員登録ができます。

■とき 9月27日(日)
午前11時～午後5時

■ところ アオーゼ2階 第3会議室
■業務内容
・お見合い会員登録
・お相手検索
※事前申込が必要です。

※詳細はOITAえんむす部出合いサポートセンターホームページ又は右記二次元コードをご覧ください。
OITAえんむす部出合いサポートセンター
☎097・578・7777
ひた暮らし推進室移住促進係
☎28383 (市役所6階)

移住者交流会を開催!

日田へ移住しての楽しみや戸惑いなどをみんなで語りませんか。

■とき 10月9日(金) 午後7時～9時
■ところ 寶屋
■対象 日田に移住して3年以内の人
■申込期限 9月30日(木)
※新型コロナウイルスの影響によって、延期又は中止する場合があります。
※詳細は左記にお問い合わせください。
NPO法人リエラ
☎080・8582・5914
ひた暮らし推進室移住促進係
☎28383 (市役所6階)

タウン情報

お年寄りが住みやすい環境をお届け
■対象 旧日田市在住の70歳以上の高齢者で単身者及び高齢者のみの世帯の人
■工事内容 軽微な改善、修理、介護保険対象工事等
■申込方法 左記に電話で申込み
■申込期限 9月30日(木)
※申込受付後、対象者に連絡します。
高年齢者住宅環境整備研究会事務局
☎29288

人権コラム 心、豊かに 尊厳が守られる社会



9月の第3月曜日は「敬老の日」です。「国民の祝日に関する法律」には「多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う」日であると定められています。

現在、平均寿命の伸びや少子化の影響で、総人口のおよそ4人に1人が65歳以上となっており、さらに日田市ではその割合が3人に1人となっています。このような高齢社会の日本では高齢者の豊かな知識や経験を生かした社会での活躍が求められており、実際に80代、90代になっても様々な方面で活躍している人も少なくありません。一方で、高齢者に対する虐待などの人権侵害は深刻な問題の一つです。

2006(平成18)年に高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援等の促進を目的に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行されました。この法律では、暴力行為や身体の拘束といった「身体的虐待」、食事や生活の世話をしなかったり、必要な医療的ケアを放置したりする「介護・世話の放棄・放任」、言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与える「心理的虐待」、本人との合意がない、あらゆる性的な行為やそれを強要する「性的虐待」、本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限したりする「経済的虐待」などの行為が高齢者虐待として定義されています。

高齢者虐待防止のためには高齢者だけでなくその世話や介護を行う養護者にも支援が必要です。多くの場合、養護者に初めから虐待をしようとする意思はなく日々の世話や介護の負担が身体的・精神的な苦痛となり追い詰められて虐待に繋がってしまいます。だからこそ、周囲の人が気に掛けることで、養護者が追い詰められてしまう前に支援を行うことができるはずなんです。

高齢者への人権侵害は、誰もが当事者となり得る問題です。年齢にとらわれず相手の尊厳を大切にすることが、誰もがいくつになっても活躍できる社会に繋がるのではないのでしょうか。

人権啓発センター
☎28017 (市役所別館1階)